

# 町村週報

( 町村の購読料は会費  
の中に含まれております )

## 2350号

毎週月曜日発行

発行所 **全国町村会** 〒100 0014 東京都千代田区永田町 1 丁目11番35号 : 電話03 3581 0486番 FAX03 3580 5955  
発行人 渡辺 明 : 定価 1部40円・年間 1,500円( 税、送料含む ) 振替口座00110 8 47697 <http://www.zck.or.jp>

### 閑話休題

地域は、自然とものと人が織り成す文化であるともいえる。地域言葉は、その表現手段として最も基本的なものである。その地域の人々が、長い間、使ってきた独自の語彙・語法である。地域言葉は、方言とか、お国言葉とかいわれるように標準語ないし共通語と区別されてきた。国民国家の形成と維持に標準語の普及が欠かせなかったことは確かであるが、その過程で、地域言葉は、どこか恥ずかしいような肩身の狭い思いを余儀なくされてきた。実際、地域言葉を蔑む人々も少なくなかった。東京などへ出てきた人が、あえて自分の地域言葉を押し隠そつとす



陽春

る傾向は今でも見られる。

しかし、地域に人々が暮らしている限り、地域の言葉が失われることはない。分権時代を迎えて、従来、ともすれば標準語を気にしすぎて自分たちの言葉を軽視してきたことを反省し、いろいろと工夫して、地域

なら、こうした「方言窓口」を増やすという。本土からの来訪者には、方言の一つの覚えてもらおうという発想である。

私は、以前から、自治体は国民を教育すると同時に地域人を育てる必要があることを強調してきたが、那覇市の試みは、意に適切たり、と喜ばしい。全国の町村で、こうした事例があったらぜひ教え

### 課の名前を地域言葉で

言葉を蘇らせていきたい。

沖縄の那覇市が、この四月から、従来の「介護長寿課」を「チャージャーじゅう課」と言い換えるそうである。「チャージャーじゅう」とは、標準語では「いつまでもお元気で」を表す地域の言葉であるという。好評

てほしい。課の名前に限らず、計画や条例の中にも地域言葉を織り込み、日本の町村がいかに多様であるかを具体的に示していきたい。

(千葉大学教授・東京大学名誉教授

大森 彌)

もくじ

策	地方交付税法改正法案を閣議決定.....(2)
フ	ハイカラ浪漫に誘われて“みやぎの明治村” = 宮城県登米町 .....(5)
ォ	平成11年度町村有物件災害共済事業の概要報告.....(8)
ー	平成11年度町村職員生協・自動車共済事業の概要報告.....(10)
ラ	カプセル NOW&NEW.....(13)
ム	地方自治の道理は生まれるか 鎌倉時代に学ぶ.....(14)
動	秋田県町村会長・角館町長 高橋雄七.....(14)
活	政策レーダー.....(15)
情	
報	
随	
想	
報	

# 地方交付税法改正法案を閣議決定

## 交付税特別会計借入金前年度より半減

政府は二月十三日、「地方交付税法改正案」を閣議決定した。

今回の法案では、臨時財政対策債の導入により地方交付税の不足分に充てる交付税特別会計の新規借り入れを四兆三、四〇〇億円と前年度からほぼ半減させたのがポイント。

平成十三年度の地方財政対策においては、国と地方の責任分担の更なる明確化を図るため、平成十三年度から平成十五年までの間において予定されている交付税特別会計借入金の償還を平成十九年度以降に繰り延べることにした上で、なお生ずる財源不足のうち建設地方債の増発等を除いた残余については、国と地方が折半して補てんすることとし、国負担分については、国の一般会計からの加算により、地方負担分については、「地方財政法」第五条の特例となる地方債「臨時財政対策債」により補てんする制度改正を行った。

### 地方交付税総額

平成十三年度の地方交付税は、国税五税の法定率分一三兆八、九〇〇億円に一般会計における加算措置一兆四〇〇億円を加えた一五兆九、三〇〇億円が一般会計からの繰入額となっている。これに交付税特別会計

借入金四兆三、四〇〇億円、交付税特別会計剰余金等一、八〇〇億円を加算し、ここから交付税特別会計借入金支払利子分六、三〇〇億円を減額した二〇兆三、五〇〇億円（対前年度比五・〇％減）が交付税総額となっている。

### （基準財政収入額）

基準財政収入額の算定については、引き続き、地方特例交付金を基準財政収入額の項目として算定することとし、道府県分八〇％、市町村分七五％が算入されること。

また、恒久的な減税による地方税の減収額のうち、道府県分にあつては、毎年度法律に基づき定める率を、市町村分にあつては、四分の一を、それぞれ乗じて得た額の道府県分にあつては、八〇％、市町村分にあつては、七五％を基準財政収入額に加算する特例措置を講じることとしていること。なお、当該額については、全額減収補てん債により措置されたものとして、当該元利償還金の全額を後年度基準財政需要額に算入されること。

### （基準財政需要額）

一、基準財政需要額の改正点は、

①前年度に引き続き、公共事業等の建設事業債（財源対策債）への振替えが行われること。

②新たに臨時財政対策債を発行することとし、これに伴い経常経費に係る「企画振興費」及び「その他の諸費（人口）並びに投資的経費に係る「その他の土木費」及び「その他の諸費（人口・面積）」の単位費用を引き下げる」とし、一兆四、四八八億円を基準財政需要額から減額することとしていること。

③国勢調査等の結果に基づく測定単位（人口等）の置換えが行われること。

④算定方法の簡素化・簡明化等の推進を図ること。

二、基準財政需要額（臨時財政対策債への振替後）の伸び率は、

①経常経費にあつては、道府県分一・〇％程度の減、市町村分一・〇％程度の減

②投資的経費にあつては、道府県分一三・〇％程度の減、市町村分九・五％程度の減と見込んだこと。

### 経常経費

一、日本新生緊急基盤整備事業（日本新生事業・ソフト分）に要する経費

日本新生のための発展基盤を緊急に整備するための経費（地域ITの推進経費との重複分を除く）として一四億円（市町村）が単位費用として措置されていること。（その他の諸費「人口」）

二、介護保険制度の支援をはじめとする少子・高齢社会に向けた地域福祉施策に要する経費の充実

①介護保険関連施策を充実するため単位費用が増額されたこと。（高齢者保険福祉費）

②新エンゼルプラン関連経費の充実のため単位費用が増額されたこと。

三、国土保全に要する経費

地域の特性を活かして自主的・主体的に国土保全に資する施策を推進するためのソフト事業に要する経費五五〇億円（市町村分）が単位費用等で措置されていること。（その他の諸費「面積」）

四、住民の話し合いの場づくり等に要する経費（新規）「わがまちづくり事業」

住民による話し合いの場づくりやその結果を受けた取り組みに要する経費七五〇億円（市町村分）が単位費用として措置されていること。（企画振興費）

五、中心市街地再活性化対策に要する経費

中心市街地の再活性化を推進するため、地方公共団体が計画的、総合的に実施する事業に要する経費四〇〇億円（市町村分）が単位費用として措置されていること。（商工行政費）六、教育の情報化に要する経費

政 策

市町村分

( 単位 : 円、% )

区 分			平成13年度 単 位 費 用 ( A )	平成12年度 単 位 費 用 ( 当 初 ) ( B )	( A ) ( B ) ( C )	伸 び 率 ( C ) / ( B ) × 100	
一 消 防 費	人 口	経 常	10,700	10,600	100	0.9	
	1 道路橋りょう費	経 常	122,000	122,000	0	0.0	
		投 資	660,000	670,000	- 10,000	- 1.5	
	二 港 湾 費	港 湾	経 常	35,100	35,000	100	0.3
		係留施設の延長	投 資	8,460	8,940	- 480	- 5.4
		外郭施設の延長	投 資	14,700	-	14,700	皆増
	三 都 市 計 画 費	港 湾	投 資	6,710	6,310	400	6.3
都市計画区域に おける人 口		経 常	1,390	1,360	30	2.2	
		投 資	1,270	1,270	0	0.0	
四 公 園 費	人 口	経 常	673	658	15	2.3	
		投 資	303	314	- 11	- 3.5	
	都市公園の面積	経 常	42,800	40,800	2,000	4.9	
五 下 水 道 費	人 口	経 常	160	160	0	0.0	
		投 資	102	101	1	1.0	
	その他土木費	経 常	1,590	1,590	0	0.0	
三 教 育 費	人 口	投 資	546	634	- 88	- 13.9	
	1 小学校費	経 常	47,200	46,500	700	1.5	
		投 資	944,000	912,000	32,000	3.5	
	2 中学校費	学 校 数	経 常	775,000	738,000	37,000	5.0
		学 徒 数	経 常	10,812,000	10,324,000	488,000	4.7
		学 級 数	経 常	40,000	39,400	600	1.5
	3 高等学校費	学 校 数	経 常	1,150,000	1,125,000	25,000	2.2
教 職 員 数		投 資	775,000	738,000	37,000	5.0	
生 徒 数		経 常	13,721,000	12,816,000	905,000	7.1	
4 その他の教育費	生 徒 数	経 常	8,044,000	7,930,000	114,000	1.4	
	人 口	経 常	73,100	71,100	2,000	2.8	
		投 資	39,100	36,200	2,900	8.0	
四 厚 生 費	人 口	経 常	6,390	6,010	380	6.3	
	1 生活保護費	投 資	378	366	12	3.3	
		経 常	401,000	386,000	15,000	3.9	
	2 社会福祉費	経 常	5,220	5,100	120	2.4	
	3 保健衛生費	投 資	7,280	6,830	450	6.6	
	4 高齢者保健福祉費	人 口	経 常	579	612	- 33	- 5.4
		65歳以上人口	経 常	3,830	3,690	140	3.8
70歳以上人口		経 常	73,700	69,000	4,700	6.8	
5 清掃費	投 資	2,780	2,780	0	0.0		
	経 常	42,700	39,500	3,200	8.1		
	投 資	7,210	7,190	20	0.3		
五 産 業 経 済 費	人 口	経 常	779	787	- 8	- 1.0	
	1 農業行政費	経 常	64,900	58,800	6,100	10.4	
	2 商工行政費	投 資	46,500	43,900	2,600	5.9	
六 そ の 他 の 行 政 費	3 その他の産業経済費	経 常	1,210	1,200	10	0.8	
	1 企画振興費	投 資	108,000	104,000	4,000	3.8	
	2 徴 税 費	経 常	124,000	128,000	- 4,000	- 3.1	
七 公 債 費	人 口	経 常	4,270	4,900	- 630	- 12.9	
	2 徴 税 費	投 資	1,550	1,370	180	13.1	
	3 戸籍住民基本台帳費	経 常	9,700	9,760	- 60	- 0.6	
	4 その他の諸費	戸 籍 数	経 常	1,820	1,800	20	1.1
		世 帯 数	経 常	3,140	2,990	150	5.0
		人 口	経 常	10,300	12,200	- 1,900	- 15.6
		投 資	1,700	1,950	- 250	- 12.8	
	経 常	2,641,000	2,525,000	116,000	4.6		
	投 資	286,000	464,000	- 178,000	- 38.4		
八 農 山 漁 村 地 域 活 性 化 対 策 費	1 災害復旧費	経 常	950	950	0	0.0	
	2 辺地対策事業債償還費	債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	3 補正予算債償還費	平成10年度以前許可債に係るもの	800	800	0	0.0	
		平成11年度以後許可債に係るもの	20	12	8	66.7	
	4 地方税減収補てん債償還費	債 償 還 費	65	70	- 5	- 7.1	
	5 地域財政特例対策債償還費	債 償 還 費	69	74	- 5	- 6.8	
	6 臨時財政特例債償還費	債 償 還 費	87	87	0	0.0	
	7 公共事業等臨時特例債償還費	債 償 還 費	149	149	0	0.0	
	8 財源対策債償還費	債 償 還 費	94	97	- 3	- 3.1	
	9 減税補てん債償還費	債 償 還 費	41	41	0	0.0	
	10 臨時税収補てん債償還費	債 償 還 費	63	20	43	215.0	
	11 地域改善対策特定事業債等償還費	債 償 還 費	800	800	0	0.0	
	12 過疎対策事業債償還費	債 償 還 費	700	700	0	0.0	
	13 公害防止事業債償還費	債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	14 石油コンビナート等債償還費	債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	15 地震対策緊急整備事業債償還費	債 償 還 費	500	500	0	0.0	
	16 合併特例債償還費	債 償 還 費	700	700	0	0.0	
17 災害復興等債償還費	債 償 還 費	950	950	0	0.0		
八 農山漁村地域活性化対策費	農 業、林 業 及 び 漁 業 の 従 業 者 数		-	9,890	- 9,890	皆減	

政 策

平成十七年度を目標にすべての公立小中学校等からインターネットにアクセスでき、すべての学級のあらゆる授業において教員および生徒がコンピュータを活用できる環境を整備するための経費一、八五五億円(市町村分)が単位費用として措置されること。(小中学校費)

投資的経費

七、農山漁村関連施策に要する経費  
① 地方公共団体が取り組む農山漁村における後継者の育成・確保対策や地域の活性化を図るための経費三七〇億円(市町村)が単位費用等で措置されること。(企画振興費)  
② 森林の有する多様な機能についての幅広い知識・技術を有する人材の育成等に要する経費一八億円(市町村)が単位費用として措置されること。

町村)が単位費用として措置されること。(その他の産業経済費)  
基準財政需要額の一部を下記のとおり建設事業債(財源対策債)に振り替える措置を講じることとしていること。

①前年度に引き続き、一般公共事業債の充当率の臨時的引上げ等に伴い、投資的経費の単位費用を引き下げることにより基準財政需要額から減額することとしていること。なお、振り替えられた元利償還金については、その八〇%を「財源対策債償還費」において公債費方式により、二〇%を関係費目における単位費用に

において標準事業費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。  
②前年度に引き続き、義務教育施設整備及び廃棄物処理施設整備に係る地方債の充当率の臨時的引上げに伴い、事業費補正の適用を縮減することとしていること。なお、引き上げられた地方債の元利償還金については、その全額を「財源対策債償還費」において公債費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。  
③前年度に引き続き、ふるさとづくり事業、地方特定道路整備事業等に係る、当該年度分事業費補正については、その適用を臨時的に取りやめ、

市町村合併推進の指針に対し緊急要望

全国市町村会

全国町村会は、三月十九日、総務省が各都道府県に対して示した『市町村合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)に関して次のとおり緊急要望を総務省に提出した。

市町村合併に関する緊急要望

本会は、かねてから市町村合併は、地方自治の根幹に関わり、将来にわたる地域のあり方や住民生活に大きな影響を与える最重要事項であることから、関係市町村の自主的な判断により進

められるよう、強く要請してきたいところである。

しかるに、今般、総務省において示された『市町村合併の推進についての要綱』を踏まえた今後の取組(指針)については、『市町村や地域住民が自主的に取り組むことが基本』であるとしながら、都道府県知事による合併協議会の設置の勧告など、半ば強制的な手法による合併の推進が懸念される。

よって、国及び都道府県は、市町村合併の推進にあたって

において標準事業費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。  
②前年度に引き続き、義務教育施設整備及び廃棄物処理施設整備に係る地方債の充当率の臨時的引上げに伴い、事業費補正の適用を縮減することとしていること。なお、引き上げられた地方債の元利償還金については、その全額を「財源対策債償還費」において公債費方式により後年度基準財政需要額に算入することとしていること。  
③前年度に引き続き、ふるさとづくり事業、地方特定道路整備事業等に係る、当該年度分事業費補正については、その適用を臨時的に取りやめ、

平成十三年三月十九日

全国町村会長

山本文男

職員のための共済制度

- 住宅火災共済■  
わずか70円(年額)の掛金で10万円を補償します。
  - 自動車共済■  
普通自動車が、わずか31,000円(年額)の掛金で、対人無制限・対物1,000万円の賠償額がてん補されます。
- 全国町村職員生活協同組合

●町村週報の購読●

「町村週報」の購読を希望される方は、八カキに住所、氏名、職業、電話番号をお書きのうえ、全国町村会広報部へお申し込みください。年間一部千五百円。料金は請求書をお送りしてから折返し御送金ください。〒100-0001 東京都千代田区永田町1-11-35 全国町村会広報部。

建設地方債への振り替えを行うとともに、緊急下水道整備特定事業、流域下水道事業等について、公営企業債への振り替えを行うこととしていること。なお、振り替えられた地方債の元利償還金については、その全額を基準財政需要額に算入することとしていること。

## フォーラム

## 平成12年度 過疎地域自立活性化優良事例表彰

## 国土庁長官賞

## 現地レポート

宮城県

とよま まち  
登米町

武家屋敷通り

## ハイカラ浪漫に誘われて “みやぎの明治村”

## はじめに

「宮城県登米郡登米町」と同じ字を書いて「とめぐんとよままち」と読み方の異なる私達の町は、宮城県の北部に位置し北上川が町の中央を流れ、東に北上山地、西には田園地帯が広がる緑豊かな風情のある町です。

明治維新までは伊達一門、登米伊達二万一千石の城下町として栄え、その後は北上川を利用した舟運による米等の集散地として繁栄し、さらに明治の一時期には水沢県庁が置かれ、当地方の政治、経済、文化の中心としての位置を占めてきました。

しかし、交通体系等の変化による舟運の衰え、基幹産業の衰退により人口の流出が続ぎ、昭和三十年に一万人を超えていた人口も、昭和六十年代には六八〇〇人まで減少し、これといった施策もないまま、町は過疎化の一途をたどり、町民もチャレンジ精神に欠け消極的になっていました。

## 文化財の保存による町おこし

昭和六十年五月、過疎脱却をめざし近隣四町が「競争と協調」を基本理念にミニ独立国「みやぎ北上連邦」を建国しました。それぞれの個性豊かな土壌を活かしたテーマを町ごとに設定して過疎脱却を



めざすことにした時、本町は迷わず「みやぎの明治村づくり」を掲げました。

理由は、町内を見回した時、唯一残されたのが昔の繁栄を物語る歴史的文化遺産の数々で、交通体系から取り残されたのが幸いし、藩政時代の町割とその中に武家屋敷、土蔵造りの商家、明治時代の洋風建築などが荒廃したまま取り壊される事もなく現存していました。これらの価値ある遺産の修理復元を図り、観光資源として利用し、町活性化を図ろうというものです。

この「みやぎの明治村構想」を受けて、昭和六十一年度に「登米町町並み保存整備計画」策定に着手しました。そしてこの計画づくりには、町内の有識者、青年会、婦人団体など町民自らが参加して計画が練られ、この中で現存する文化財の保存整備と、調和のとれた美しい町並みをめざして整備計画が策定されました。

この計画に基づき、明治二十二年建築の旧登米警察署は警察資料館として、また、町のシンボルであり、国の重要文化財にも指定さ

## フォーラム

重要文化財旧登米高等尋常小学校



れている明治二十一年建築の旧登米高等尋常小学校は教育資料館に、旧水沢県庁は水沢県庁記念館としてそれぞれ整備され、一般公開されるようになりました。

これと平行して武家屋敷や町並みも昔の姿を取戻し、これらの施設整備とともに、これまで町を訪れることのなかった観光客が次第に増加してきました。

## 官民一体で点から線へ

増えつつける観光客に対して、はじめ戸惑いを見せていた町民も昔の繁栄時代の誇りを取戻し、民間の立場で行政に協力できることはないかということで、店舗改築時には町並み景観を意識した建物に積極的に改築するようになり、

蔵造りの銀行や床屋、菓子店町家風の郵便局、明治の洋風建築の店舗等が町内に増え、整備の流れは確実に点から線へ移っていました。

こうした民間の景観協力に対し、町として何か助成措置をということで、平成五年度から「登米町街並み景観助成事業」をスタートさせ、事業費の三分の一を一〇〇万円限度で助成しています。

さらに、こうしたハード面に加え、民間で昔の醸造蔵を活用した「蔵の資料館」や老舗薬局の「くすりと度量衡はかり」の資料館、昔の農具等を展示した「民俗資料館」等が誕生し、「みやぎの明治村」をソフト面で支える住民もでてきました。

以前、町を訪れる観光客は年間



蔵造りの老舗薬局

観光ボランティア「ママさんガイド」



一万人足らずでしたが、昭和六十年以降これらの施設整備とともに年々増加し、現在は二〇万人を越え、眠っていた潜在資源(町)が目覚めたら掘り起こし(観光客の来る町)になっていました。

## 「心の過疎」からの脱却

一方、ボランティア団体の活躍も目立ちはじめました。

観光客に自分たちの町をより詳しく知ってほしいということで、町内の主婦たちによる「ママさんガイド」が誕生し観光施設の案内を買ってました。

きっかけは、「登米の歴史をもっと知ろう」という勉強会です。

平成二年に高齢者を主体とするメンバー七〇名で「環境美化奉仕

団」が組織され、ゴミのないきれいな町に観光客を迎えたいということで、町内の環境美化に取り組んでおり、このきっかけも毎朝の散歩時にゴミを拾うことから発展したもので、どちらも自然発生的に誕生したものです。

また、新しいイベントも誕生しました。

町内外から千人余りが参加する「みやぎ北上連邦カツパパーマラソン」は昭和六十二年に誕生し、競技は全部ボランティア役員五〇〇名によって運営され、おもしろ企画等であるいろいろなおもてなしを工夫しています。

「とよまお茶会」は町内三社中が共同で実施しているもので、町内の観光施設で開催される野点(のたて)は風情があり好評で、回を重ねるごとに参加者も増加しています。

一方、伝統文化面においても、二二〇〇年の伝統ある登米能の保存伝承に取り組む「登米謡曲会」は、年一回の演能を平成八年の本格的能舞台を備えた伝統芸能伝承館「森舞台」のオープンを機に、年二回の新能公演を実施しており、遠くからのバスツアーも企画され毎年七〇〇枚のチケットが数日で売り切れるほどの人気で、県内外から多くの観客が訪れ、町活性化に一役かっています。

こうした町民の活躍は目を見張るものがあり、これまでの町民性

フォーラム



みやぎ北上連邦カップハーフマラソン

( 登米町企画観光課  
課長補佐 小堀 恵子 )

もが訪れ住みたくなる潤いにみちた歴史文化の町」を基本テーマに年間五〇万人の観光客入込みをめざして、官民一体となった交流人口の増による町活性化を図っていききたいと考えております。

「これまで陸上交通から取り残されてきた本町にも、高速道路「三陸縦貫自動車道」「みやぎ県北高速幹線道路」の登米インターが設置されることに決定しており、遠

隔地からの観光客増も見込まれる状況にあります。今後は、こうした状況を追い風に平成十二年にオープンした観光物産センター「遠山之里」を拠点とした特色あるソフト事業の展開や行政の各資料館と民間の資料館のネットワーク化等により、観光を町の産業として定着化させ、誰もが訪れ住みたくなる潤いにみちた歴史文化の町」を基本テーマに年間五〇万人の観光客入込みをめざして、官民一体となった交流人口の増による町活性化を図っていききたいと考えております。

二十一世紀の「みやぎの明治村」

からは想像もできないほどの積極性が芽生え、過疎地域からの脱却はまだですが、少なくとも「心の過疎」からの脱却は果たせたと自負しております。

「みやぎの明治村づくり」も、一連の観光施設整備事業により多くの観光客が町を訪れていました。客により経済波及効果が表れず、これからの打開策として平成七年度からは、受け入れ体制の充実と滞留時間の延長、そして「見る観光」から「体験する観光」をめざし、伝統芸能伝承館、寺池城址公園、観光物産センター整備事業等に取



とよまお茶会



全国町村等職員みなさまの  
家族総合保障  
任意共済保険



三井生命

活 動

平成11年度 町村有物件災害共済事業の概要報告 財団法人全国自治協会

財団法人全国自治協会は、地方自治法第二二三条の二第一項の規定に基づいて町村有物件(建物・自動車)の災害共済事業を行っている。昨年七月二十八日開催の総会において、平成十一年度事業概要及び決算について認定をえたので、次のとおりその概要を報告する。町村週報への掲載は、町村有物件災害共済規約の、『地方自治法同条第二項に定める通知および公示は全国町村会が発行する「町村週報」に掲載して、これを行う』との定めによるものである。

建物災害共済事業

町村有建物災害共済事業は、町村の所有する建物等が火災や自然災害等によって生じた損害を相互救済するため、昭和二十三年四月より地方自治法第二二三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定に基づき、財団法人全国自治協会が受託事業として実施し、現在に至っている。この間、共済委託町

村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。事業の運営にあたっては、内容の拡大と制度の充実に努め、また、再三にわたって共済基金分担金基率の引下げを行うとともに給付内容の改善をはかり、共済委託町村の財政負担の軽減に努めているところである。 十一年度の収支状況は、収入額二二

三億七、七八九万九千九百九十九円九角増、支出額一億一、〇四三、四九四万九千九百九十九円五角増)で一億六、七四五万九千九百九十九円四角増となった。この剰余金については、規約及び配分金規程にもとづき、その二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。 十一年度の受託及び罹災状況等は次のとおりである。

表(1) 建物共済受託実績

Table with 5 columns: 区分, 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 共済責任額, 収入分担額.

注 収入分担金にはガラス共済分を含む。

表(2) 建物共済罹災状況

Table with 5 columns: 区分, 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率. Rows include 件数, 支払共済金, 損害率.

表(3) 建物共済用途別罹災状況

Table with 5 columns: 用途別, 件数, 支払共済金, 損害率. Rows include 学校関係, 役場庁舎, 医療施設, etc.

注 損害率は総分担金収入に対する用途別の損害率であり、( )は各用途別区分の分担金収入に対する用途別の損害率である。

表(4) 建物共済災害見舞金給付状況

Table with 5 columns: 区分, 平成11年度, 平成10年度, 比較増減. Rows include 件数, 災害見舞金給付額.

注 印は減少を示す。

表(5) 消防設備資金貸付状況

Table with 5 columns: 貸付年度, 貸付件数, 貸付額, 償還済額, 本年度未貸付残金. Rows from 平成5年 to 平成11年.

1、受託状況
十一年度の受託実績は表(1)のとおりである。
受託件数は三七七、二六五件で、前年度比五、四一四件(一・五%)の増となった。また共済責任額は前年度比一兆二、〇〇二億九千九百九十九円(三・八%)増の三三二兆八、〇一五億九千九百九十九円。収入分担金は八億九千九百九十九円、八三三万九千九百九十九円に比し一億七、〇二四万九千九百九十九円(一・九%)の増となった。
2、罹災状況
十一年度の罹災状況は表(2)に示すとおりである。建物共済(ガラス共済分を含む)における罹災件数は五、三六六件で、前年度より二、〇二二件(六〇・八%)の増、支払共済金においては、前年度より三億六、七七八万九千九百九十九円(九・一%)増の四四億一、八四一万余円となった。
なお、収入分担金(ガラス共済分を含む)は八億九千九百九十九円に比し一億九千九百九十九円(二・一%)の増となった。
3、用途別罹災状況
用途別の罹災状況は表(3)のとおりである。支払共済金においては、学校関係が依然多くなっているが、用途別の損害率においては、体育関係・住宅が高くなっている。
用途別の一罹災当りの平均支払共済金額は八二六、四九〇円となっている。
4、災害見舞金
災害見舞金は自然災害(地震・噴火・津波による損害)に対して給付するが、本年度においては表(4)のとおりである。
5、諸積立金
十一年度末における基金積立金(財産収入をもって造成)および運営準備



活 動

表(6) 平成11年度建物災害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 会 議 費	7,128,940	1. 共済基金分担金収入	8,988,620,828
2. 事 務 所 費	652,974,925	2. 財 産 収 入	642,223,259
3. 事 業 費	7,304,827,194	3. 他 会 計 繰 入 金	330,304,515
4. 財 産 費	660,044,089	4. 雑 収 入	17,820,830
5. 次年度責任準備金繰入金	2,409,617,611	5. 前年度責任準備金戻入	2,398,923,905
6. 諸 支 出 金	1,343,300,578		
合 計	12,377,893,337	合 計	12,377,893,337

表(7) 自動車共済受託実績

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		賠 償 対 物	共 済 対 人	
平成11年度	台 数 152,657台 収入分担金 1,790,198,220円	156,559台 1,172,953,000円	155,958台 773,820,420円	465,174台 3,736,971,640円
平成10年度	台 数 149,306台 収入分担金 1,759,223,990円	153,185台 1,137,648,980円	152,574台 757,407,090円	455,065台 3,654,280,060円
比較増減(%)	台 数 3,351台 (2.2%) 収入分担金 30,974,230円 (1.8%)	3,374台 (2.2%) 35,304,020円 (3.1%)	3,384台 (2.2%) 16,413,330円 (2.2%)	10,109台 (2.3%) 82,691,580円 (2.3%)

表(8) 自動車共済損害状況

区 分	車 両 共 済	賠 償 共 済		合 計
		賠 償 対 物	共 済 対 人	
平成11年度	件 数 8,084件 支払共済金 1,187,065,541円 損害率 (66.3%)	3,168件 521,068,017円 (44.4%)	105件 351,850,066円 (45.5%)	11,357件 2,059,983,624円 (55.1%)
平成10年度	件 数 7,913件 支払共済金 1,116,899,986円 損害率 (63.5%)	3,032件 496,631,252円 (43.7%)	106件 385,052,130円 (50.8%)	11,051件 1,998,583,368円 (54.7%)
比較増減(%)	件 数 171件 (2.8%) 支払共済金 70,165,555円 (2.8%) 損害率 (0.7%)	136件 (0.7%) 24,436,765円 (3.1%)	1件 (0.4%) 33,202,064円 (8.6%)	306件 (2.8%) 61,400,256円 (3.1%)

(注1) 損害率=支払共済金/収入分担金 (注2) 印は減を示す。

表(9) 平成11年度自動車損害共済事業損益計算書(概要)

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1. 会 議 費	7,349,779	1. 共済基金分担金収入	3,736,971,640
2. 事 務 所 費	195,121,010	2. 財 産 収 入	119,816,171
3. 事 業 費	3,382,126,653	3. 雑 収 入	134,582
4. 財 産 費	119,950,753	4. 前年度責任準備金戻入	1,326,917,760
5. 次年度責任準備金繰入金	1,267,719,760		
6. 諸 支 出 金	211,572,198		
合 計	5,183,840,153	合 計	5,183,840,153

既発生事故であつて共済金が未請求となつているものについて、損害共済金を概算見積り(千円未満切り捨て)のうえ十一年度支払準備金として三三三件、二億六、三八二万余円を計上した。

4、諸積立金  
十一年度末における基金積立金(財産収入をもつて造成)および運営準備積立金事業剰余金の二分の一の積立)の総額は一三六億八、三〇二万余円となり、その内訳は、基金積立金一〇八億三、八九一万余円、運営準備積立金二八億四、四一〇万余円である。

積立金事業剰余金の二分の一の積立)の総額は四六四億一、六九一万余円となつており、その内訳は、基金積立金二七五億八、八一五万余円、運営準備積立金一八八億二、八七六万余円である。

6、消防設備資金融資  
共済事業委託町村等に対する還元融資としての消防設備資金の貸付状況は表(5)のとおりである。

自動車損害共済事業  
町村有自動車損害共済事業は、町村が管理、使用する自動車について生じた損害及び自動車によつて生じた共済委託町村が被る法律上の損害賠償額を相互に救済するため、町村有建物共済事業と同様、地方自治法第二六三条の二(相互救済事業経営の委託)の規定

による共済事業として、昭和三十三年十月に発足した。この間、共済委託町村ならびに各都道府県支部(町村会)の多大の協力を得て事業は逐年向上し、事業基盤は安定をみている。

事業の運営にあつては、事業内容の拡大と制度の充実に努めているところである。とりわけ、各種自動車の事故も年々多様化しており、自動車の事故によつて生じる事故処理については、早期かつ適切な示談交渉の推進をはかるため、「弁護士委任制度」を実施するとともに、各支部に査定専門員を配置し査定体制の強化を図っている。

十一年度の収支状況は、収入合計額一億八、三八四万余円(前年度比〇・三%増)、支出額四億七、二二六万余円(前年度比一・二%減)で差引き二億一、一五七万余円の剰余金と

なつた。この剰余金については、規約及び配分金規定にもつきその二分の一を運営準備積立金に繰入、二分の一を都道府県町村会に配分金として支出した。

十一年度の受託及び損害状況等は次のとおりである。

1、受託状況  
十一年度の受託実績は、表(7)のとおりであつて、共済基金分担金収入総額は、三七億三、六九七万余円で前年度実績三六億五、四二八万余円に比し、八、二六九万余円(二・三%)の増となつた。

共済種別毎の受託状況では、車両共済においては、一五二、六五七台で前年度比三、三五一台(二・二%)の増、収入分担金一七億九〇一九万余円で、前年度比三、〇九七万余円(一・八%)

増となつた。また、賠償共済においては対物賠償共済一五六、五五九台で前年度比三、三七四台(一・二%)、対人賠償共済一五五、九五八台で、前年度比三、三八四台(二・二%)それぞれ増加し、収入分担金は対物賠償共済一億七、二九五万余円で前年度比三、五三〇万余円(三・一%)、対人賠償共済七億七、三八二万余円で、前年度比一、六四一万余円(二・二%)それぞれ増加した。

2、損害の状況  
十一年度の損害状況は表(8)のとおりである。

損害件数は車両共済で八、〇八四件前年度比一七一件、対物賠償共済三、一六八件で、前年度比一三六件と増加したが、対人賠償共済については、一〇五件で、前年度比一件の減となつた。

また、損害率においては、前年度に比べ、車両共済二・八%、対物賠償共済〇・七%それぞれ増加したが、対人賠償共済は五・三%減少した。

3、支払準備金

活 動

平成十一年度 町村職員生活協火災・自動車共済事業の概要報告

全国町村職員生活協同組合

全国町村職員生活協同組合が行う火災共済および自動車共済の平成十一年度事業概要および決算については、昨年七月二十八日に開催された総代会の議決を得たので、定款第六条の規定に基づき次のとおり公告する。

事業概要

本組合は、町村職員の所有する住宅の火災によって生ずる財産の損害を相互救済するため、昭和二十九年四月消費生活協同組合法に準拠した職域生協として発足し、火災共済事業を開始した。その後、モータリゼーションの進行で、町村職員の自動車の保有も増加、これに比例し自動車事故も多発化し、偶然的自動車事故によって生ずる町村職員の経済負担も著しいことから、昭和四十二年四月より自動車共済事業を併せて実施した。両事業開始以来、事業内容の改善充実につとめ、協同互助の精神に基づく町村職員等の生活の安定に寄与することに最大限の努力を傾注し、今日に至っている。

平成十一年度の事業概要は下記のとおりで、組合員については、ここ数年来減少傾向にあり、前年度比五、九八九人（二・七％）の減少となった。火災共済事業は、契約件数で前年度より三、一〇一件（二・四％）の減となり、共済掛金も、前年度比一、三四七万八千〇七（七）の減となった。風水雪害特約共済は、契約件数で前年度より四二件（一・四％）の減となったが、共済掛金は、前年度比一、六六万八千〇五（五）の増となった。自動車共済事業では、契約台数は前年度比五、八四五台（二・五％）の減となり、共済掛金も一億七、六五四万八千二（八）の減となった。

一方、共済金の支払は、火災共済事業で前年度比三〇六件（六・八％）の増となった。本年度における事業剰余金をもってする事業利用分量割戻金の配分率は、火災共済が三三（三）の減となった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比三九九件（三・七％）の増となったが、共済金においては、二億七、〇一三万八千七（六）の減となった。

り、共済金合計においても四、一五八万八千四（六・八％）の増となった。また、風水雪害特約共済金の給付については前年度比一三七件（一六・七％）の増となり、共済金においても一億二〇四万八千二（二二・一％）の増となった。自動車共済事業では、支払件数で前年度比三九九件（三・七％）の増となったが、共済金においては、二億七、〇一三万八千七（六）の減となった。このため共済掛金は一億九、二一六万八千二（九）の減となり、前年度より一、三四七万八千〇七（七）の減となった。また、一件当たり平均口数は一九八口（一、九八〇万円）となり前年度より三〇口（三〇万円）の増となっている。

①組合加入の状況  
平成十一年度未現在の組合員数は二、一九九人で前年度に比し五、九八九人（二・七％）減少した。また、出資金についても、前年度に比し一、三二八万八千二（二）の減の一億三、八六九万八千二（二）の減となった。なお、本年度における割戻金の一部を出資金に充当した額は五、四三五万八千二（二）の増となった。

表 1 組合加入状況

Table with 4 columns: 区分, 人員, 口数, 出資金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表 2 火災共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 共済契約件数, 契約口数, 共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表 3 風水雪害特別共済加入状況

Table with 4 columns: 区分, 特約付加件数, 契約口数, 特約共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表 4 自動車共済加入状況

Table with 3 columns: 区分, 契約台数, 共済掛金. Rows for 平成11年度, 平成10年度, 比較増減, 増減率.

(注) 印は減を示す。

表 5 火災共済金支払状況

Table with 11 columns: 区分, 火災共済金件数, 金額, 臨時費用共済金件数, 金額, 残存物取片づけ費用共済金件数, 金額, 失火見舞費用共済金件数, 金額, 合計, 損害率.

(注) 印は減を示す。

②風水雪害特別共済  
特約付加件数は二九、二九八件で前年度に比し四二一件（一・四）減少した。特約共済掛金は、三億三、一六六万八千二（五）の増となった。なお、火災共済契約件数に対する特約付加件数の割合は二二・七％であった。

②自動車共済事業  
契約台数は二三〇、九九

活 動

表 6 風水被害特約共済金支払状況

区 分	特 約 共 済 金		臨 時 費 用 共 済 金		残 存 物 取 片 づ け 費 用 共 済 金		合 計	損 害 率
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額		
平成11年度	219件	160,839,645円	219件	24,125,895円	9件	658,617円	185,624,157円	55.9%
平成10年度	82	71,391,253	82	10,672,327	13	1,518,877	83,582,457	25.3
比較増減	137	89,448,392	137	13,453,568	4	860,260	102,041,700	30.6
増 減 率	167.1%	125.3%	167.1%	126.1%	30.8%	56.6%	122.1%	

(注) 印は減を示す。

表 7 自動車共済金支払状況

区 分	対 物 賠 償 共 済		対 人 賠 償 共 済		合 計		損 害 率
	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
平成11年度	10,179件	2,012,233,316円	930件	1,289,504,522円	11,109件	3,301,737,838円	54.8%
平成10年度	9,784	1,992,390,903	926	1,579,483,940	10,710	3,571,874,843	57.6
比較増減	395	19,842,413	4	289,979,418	399	270,137,005	2.8
増 減 率	4.0%	1.0%	0.4%	18.4%	3.7%	7.6%	

(注) 印は減を示す。

表 8 自動車共済臨時費用支払状況

区 分	傷 害		死 亡		合 計	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成11年度	120件	3,600,000円	17件	1,700,000円	137件	5,300,000円
平成10年度	152	4,560,000	24	2,400,000	176	6,960,000
比較増減	32	960,000	7	700,000	39	1,660,000
増 減 率	21.1%	21.1%	29.2%	29.2%	22.2%	23.9%

(注) 印は減を示す。

表 9 平成11年度全国町村職員生活協同組合損益計算書

損 失 の 部		利 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
1 支 払 共 済 金	4,137,108,478円	1 共 済 掛 金	8,147,657,860円
2 見 舞 金 等	5,300,000	2 共 済 契 約 準 備 金 戻 入	6,762,467,000
3 管 理 費 及 び 諸 経 費	2,401,216,273	3 資 産 運 用 収 益	168,427,681
4 共 済 契 約 準 備 金 繰 入	7,102,018,000	4 雑 収 入	2,727,110
小 計	13,645,642,751		
経 常 剰 余 金	1,435,636,900		
合 計	15,081,279,651	合 計	15,081,279,651
1 税 引 前 当 期 剰 余 金	1,435,636,900		
2 法 人 税 等	180,083,166		
3 当 期 剰 余 金 ( 計 )	1,255,553,734		
4 前 期 繰 越 剰 余 金	84,842,321		
5 当 期 未 処 分 剰 余 金 ( 計 )	1,340,396,055		

(注) 印は減を示す。

九台と前年度に比し五、八四五台(二・五%)減少した。共済掛金は六〇億一、三三三万九千円となり、前年度より一億七、六五四万九千円(二・八%)減となった。また、一台当りの平均共済掛金額は二六、〇七五円となった。

3、共済事故状況  
 (1) 火災共済事業  
 (2) 火災共済  
 (3) 火災共済

支払件数は、共済金で三〇六件六八・八%(増の七五一件、臨時費用共済金で三〇六件六八・八%)増の七五一件

残存物取片づけ費用共済金で二二件(二・三・一%)減の四〇件、失火見舞費用共済金で三件一五〇・〇%(増の五件)となり、共済金の合計は前年度に比し四、一五八万九千円六八・八%(増の六億四、九七四万九千円)となり、損害率は、前年度より二・六ポイント高い三六・三%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、八、四三〇万円の火災共済支払備金を計上し、平成十二年度に繰越すこととなった。

(イ) 見舞金  
 昨年度にひきつづき本年度も地震等による被害がなく見舞金の支払はなかった。

(2) 風水被害特約共済  
 支払件数は、特約共済

支払件数は、前年度に比し対物賠償では三九五件(四・〇%)増の一〇、一七

で一三七件一六七・一%(増の二一九件、臨時費用共済金で一三七件一六七・一%)増の二一九件、残存物取片づけ費用共済金で四件三〇・八%減の九件となり、共済金の合計は前年度に比し一億二〇四万九千円(二・一%)増の一億八、五六二万九千円となり、損害率は、前年度より三〇・六ポイント高い五五・九%となった。

なお、本年度は既発生罹災のうち共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、五、六三三万九千円の風水被害特約共済支払備金を計上し、平成十二年度に繰越すこととなった。

(2) 自動車共済事業  
 (イ) 共済金  
 支払件数は、前年度に比し対物賠償

九件、対人賠償では四件〇・四%(増の九三〇件)となった。

また、共済金においては前年度に比し対物賠償で一、九八四万九千円(一・〇%)増の二〇億一、二二三万九千円、対人賠償においては二億八、九九七万九千円(一・八・四%)減の二億八、九五〇万九千円となり、共済金の合計は、前年度に比し二億七、〇一三万九千円(七・六%)減の三三億一、七三三万九千円となった。損害率は、前年度より二・八ポイント低い五四・八%となった。

なお、本年度は、既発生事故のうち、共済金が未請求となっている共済金支払予定額として、一六億二、四七一万九千円の自動車共済支払備金を計上し、平成十二年度へ繰越すこととなった。

(イ) 臨時費用  
 支払件数は前年度に比し傷害で三二件(二・一%)減の一、二〇件、死亡は七件(二・九・二%)減の一七件となった。また臨時費用の金額は傷害で九六万九千九百一十一円(減の三六〇万九千九百一十一円)減の三六〇万九千九百一十一円となり、臨時費用の合計は、前年度に比し一六六万九千九百一十一円(減の五三〇万九千九百一十一円)減の五三〇万九千九百一十一円となった。

## 情 報

## 肝機能異常と

## 言われたら

米山公啓  
精神内科医・作家

健康診断でGOTとかGPTという血液検査で異常があると指摘されることがあります。

これらの値が高いと肝機能異常ということになります。最近では、IGTPという検査も加わったために、以前より肝機能異常という指摘が増えてしまいました。

というのは、IGTPという検査は非常に感度が高く、お酒を飲む人や女性ではすぐに異常値を示すことが多いのです。また、抗いれん薬、抗精神薬などを飲んでいると高くでます。したがって、IGTPは肝臓の細胞が壊れていなくても高く出てしまうのです。

GTPやGOTは肝臓の細胞の中に多く含まれる酵素ですから、肝臓が肝炎などで壊れると血液中で高くなるわけです。検査のために採血したあと試験管の中で血液が壊れてしまって

も、見かけ上GOTやGPTは高くできるものです。

またGOTは肥満の人には高く出ます。

つまり、肝機能異常を指摘されても、すべてが肝臓の病気ということではないのです。

一般的に肝臓の病気で問題になるのは肝炎です。肝臓の病気の八割は肝炎です。肝炎には大きくA型、B型、C型の三つの種類があります。それぞれウイルスが原因で起きてきます。

A型肝炎は、カキなどの汚染された貝類を食べることで発病します。ほとんどが自然に治癒して、後遺症も残しません。まれに劇症肝炎といつて重症化する場合がありますが、例外的です。

B型肝炎は性行為や昔行った予防接種で同じ注射針を何人にも使ったりしたこと、感染を起こしました。B型肝炎は母子感染といつて感染した母親から生まれた子供が慢性肝炎の状態になる場合もあります。

現在では輸血用の血液はB型ウイルスの感染の有無をチェックしてありますから、輸血による発病はありません。ワクチン接種によって感染しても重症化や

慢性化することを防ぐことができます。ただ三十歳以上になるとワクチンを接種しても抗体価が上がらず、効果が期待できないこともあります。また最近ではB型の慢性肝炎に効果の期待できる薬も開発されてきました。

C型肝炎も血液を通して感染します。昔は汚染された注射針を回し打ちして、感染を起こしてきました。C型肝炎の一部が慢性肝炎に移行して、そのうちの一部が肝硬変になります。さらにそのうちの一部が肝ガンを発病してきます。

C型肝炎のウイルスの抗体が測定できるようになってからは、輸血からの感染はなくなっています。C型肝炎はインターフェロンで治療することができますが、効果のある人は三割から二割と言われています。まだ完全に治療できるわけではありません。

健康診断で「肝機能異常」と指摘されたときは、まずB型、C型肝炎のウイルスを検査してみることです。

両方のウイルスがマイナスであれば、脂肪肝といつて、肝臓に脂肪が蓄積された状態のこと

が多いのです。

脂肪肝そのものは、慢性肝炎や肝硬変になることはありません。肥満などのからだの状態を反映したものと云えます。脂肪肝の治療にはダイエットやアルコールを控えることが大切になります。

以前は肝臓が悪いとみなアルコールのせいだと言われましたが、昔、アルコール性肝障害と言われていた人の中には、C型肝炎がかなり含まれていることが分かっていきます。

肝炎ウイルスによる肝臓の病気が、以前に比べればずっと減ってきています。新しい発病より、昔感染して慢性肝炎になった人がいまは問題になっています。将来的にはもっと肝炎は減少していくものと思われるです。

肝炎はウイルスからの感染予防が第一です。またヘルシークャリアーといつて、B型やC型のウイルスが陽性でも、肝機能が正常の人がいます。こういう人は定期的な血液検査や超音波による検査を受けて、肝ガンの発病を監視していく必要があります。

「海洋深層水」の 北海道  
くみ上げを事業化 熊石町

町は、高い清浄性を持ち、栄養素が豊富なことから新たな海洋資源として幅広い用途が見込まれている水深二〇〇メートル以上の「海洋深層水」のくみ上げを事業化する方針を決め、二〇〇二年度に総事業費二十億円をかけて取水施設を建設し、二〇〇三年度から民間企業へ販売していくことを計画している。

合併浄化槽の普及推進 山形県  
で集落ごとに説明会 朝日町

生活雑排水による河川の水質汚濁を防止していくため合併浄化槽の普及を推進している町は、合併浄化槽の利点や設置にかかる費用、利用可能な補助金制度などを住民に知ってもらうと、町職員二三人が一組となつて各集落を訪問し、公民館などで説明会を開催している。

「からむし織の里」づくり 福島県  
で構成施設を整備 昭和村

村は、村特産のイラクサ科多年草本「カラムシ」をテーマに、室町時代以来の伝統織物「からむし織」等を展示販売する「織姫交流館」や、カラムシ栽培に関する資料を展示する「からむし工芸博物館」等で構成される地域交流拠点「からむし織の里」を二〇〇三年度までに整備することを計画している。

下流域の高齢者福祉 栃木県  
センターに温泉を寄贈 栗山村

千葉県の水源として湯西川ダムが建設されている村は、水源地と下流域交流の一環として、千葉県習志野市の高齢者福祉センター「芙蓉園」の利用者に村内の温泉に入浴してもらおうと、温泉約九立方メートルを寄贈し、同園内の浴槽まで搬送した。

観光スポット巡回 群馬県  
のバスを試験走行 伊香保町

全国有数の温泉街を擁し多くの観光客が訪れている町では、観光客の「足」として温泉街や周辺の観光スポットを巡回するバスの運行を計画しており、一か月間の試験走行を実施し、現在利用状況や利用者の声などを基に運行ルートや料金、運行時間などの検討を進めている。

転作野菜等を 千葉県  
学校給食用に活用 千潟町

転作水田でレンコン、麦、大豆などを栽培している町では、公立小中学校と栽培農家との間で契約を結んで給食用食材として転作水田で栽培した野菜、大豆、小麦を買い取り、調理法などを検討のうえ給食に活用している。

固定資産税の優遇措置 山梨県  
は十年間に期限設定 河口湖町

町は、一九七八年度から町内の国土交通省登録の国際観光ホテルに対し恒久的な固定資産税の優遇措置（建物評価額の一〇〇％）をとって観光地づくりを進めてきたが、税負担見直しの一環として、軽減税率に十年間

の期限を設け、期限が過ぎたホテルには標準税率（同一・四％）を適用することにした。

統合型地図情報 大阪府  
システムの導入 島本町

行政の効率化と情報公開の促進につながるため、町は、消防署の通信網や上下水道の配管の埋設状況などの情報を、コンピュータを使って共通の地図で一元的に管理できる「統合型地図情報システム」の検討を進めており、導入経費やシステム内容などまとめていく。

「えいとこMAP」 広島県  
を作成配布 大野町

町は、町制五十周年を記念して、町民から募集した情報に基づき後世に残したい場所やおもしろい遊び場所、おいしいお店など約五十か所を紹介した「えいとこMAP（マップ）」を一万枚作成し、町内全戸に配布していく。

「EKEDAオリーブの会」 香川県  
で町おこし 池田町

町は、町関係者、住民団体、生産者、オリーブ加工会社、県農業試験場の専門家など産官民十七人で構成される「EKEDAオリーブの会」を結成し、オリーブ栽培に積極的に乗り出して遊休地の有効活用を図っていくとともに、観光PRとまちおこしに取り組んでいる。

特産品のヒシの実料理 福岡県  
で食文化の復活 大木町

町の第三セクターである町健康福祉センター「アクアス」は、かつては秋の味覚として食され

たが、最近食べる人が減ってきている特産品のヒシの実を使ったアイデア料理を募集し、食文化の復活と次代への継承を図っている。

「対馬日韓交流協議会」 長崎県  
を設立 巖原町外五町

九州よりも朝鮮半島に近く、歴史的に韓国とのつながりが深い巖原町など対馬六町は、六町長と県対馬支庁長、観光物産協会長など十一人で構成される「対馬日韓交流協議会」を設立し、官民連携して韓国との交流イベントの検討や韓国からの観光客促進等に取り組んでいる。

メール送信者を 鹿児島県  
「ウェブ町民」として登録 薩摩町

過疎化が進んでいる町は、ネット上の人口を増やし活性化を図っていくと、町開設のホームページに対し、メールアドレスや氏名を入力したメールを送信した人を、町内外の居住を問わず「ウェブ町民」として登録しており、今後は町政への意見を聞いたりしていく。

共働きの保護者支援で 沖縄県  
園児預かり時間を延長 東風平町

共働きなどの保護者を支援し、幼児教育の充実を図っていくため、町は、町立幼稚園の教育時間が終わった後も引き続き午後五時まで、一人当たり月額五千円で園児を預かり面倒を見ていく「預かり保育」サービスを実施している。

## 随 想

## 地方自治の道理は生まれるか

## 鎌倉時代に学ぶ



秋田県村会長  
秋田市長  
かくの だて 館 町 長  
角 高 橋 雄 七

随 想

NHKテレビ大河ドラマで、北条時宗が主人公として取り上げられております。鎌倉時代は、歴史の上では武士団の台頭や宗教界にも新しい宗派が生まれた、日本歴史の上で大きな変革の時代がありますが、テレビなどではあまり取り上げられませんでした。

源氏と平家の合戦には、源義経というスターがおりましたし、平清盛、後白河法皇という話題性に富んだ人物がいらない、いわゆる地味なイメージが鎌倉時代なのかもしれません。まして、源氏は頼朝、頼家、実朝と三代で亡び、実質的な権限を握る北条氏も、初代の時政と頼朝の妻政子以外は地味ないイメージです。

北条氏が執権という地位を得て、將軍は飾りだけの地位にしながら執権を中心に武士団を統括し

ていく歴史をみますと、二代義時、三代泰時、五代時頼、八代時宗と名執権が出ております。源実朝亡きあと、姉政子と義時が承久の乱を乗り切り、そして鎌倉幕府の基礎をつくりました。後の武士社会の基本法となる貞永式目（御成敗式目五十一ヶ条）を制定した三代泰時など、もう一度歴史の舞台上に登場させ、現代の政治のあり方や権力を持つ者の身の処し方など、学ぶことが必要なようにおもわれます。

御成敗式目は鎌倉幕府の基本法で、源頼朝以来の慣習法や判例などを基に、御家人の権利・義務・所領の訴訟などを武士にもわかるような文章で成文法としたものですが、以後、徳川幕府まで武家時代を通じて模範とされたものであります。

さらに泰時は、執権という権力を一人占めにするのではなく、連署という執権に次ぐ地位を設置し、命令書に執権と並んで署名する体制をつくっています。また、評定衆「十三名を置き、北条氏だけの専制にならぬよう、御家人（関東武士団）の合議制を取り入れたことがあげられます。

泰時の意図するところは、源頼朝によって保証された武士団の権利や義務について、それまでの公家社会に続いてきた「律令の法制」に対して、新しい「道理」として成文化化したものとされております。

鎌倉時代は、「武士階層、宗教界をはじめ農民や庶民の階層に変化が起こった」というよりその変革がエネルギーとなって形成された新しい時代といえるとおもいます。それでこそ北条泰時の主張する道理の筋を通すことが必要であつたと思つております。

目を転じて現代をみますと、地方分権論議から分括法の執行、さらには市町村合併とその法制化などが中央では論じられております。この過程は鎌倉時代創設は地方からのエネルギー、そして時の公家政治の行き詰まりということに展開されたものであるとするならば、日本の現状は中央集権的な

政治手法、行財政手法から脱することなしに論じられていることであり、地方の力が大きな変革のエネルギーとして新しい「道理」になるまでに到っているのでしょうか。

地方（都市農山漁村を問わず）のエネルギーの実態を肌で感じ、そこで政治を行っている地方自治体が、いま必要としている地方分権（地方自治）とはどういうものであるのか、そして中央という政治体制はどういう変革を求められているのかについて、どの場で論議され、行動に移され、新たな変革と道理の誕生につながるか、その過程の不透明さが現在の日本の閉塞状況を示しているとおもわれるのであります。大変革の前触れの状況をどのように意識するかが、町村長の役割だとおもっております。



## 情 報

## 政策リーダー

## 政策リーダー

住民訴訟被告を機関へ  
―地方自治法一部改正法案国会提出―

総務省は、このたび、第二十六次地方制度調査会答申及び地方分権推進委員会の意見を踏まえ、地方分権を推進、住民自治の更なる充実を図るといふ観点から地方自治法の一部を改正する法案を国会に提出した。

今回の改正案のうち、①地方自治体から要望の強かった住民訴訟制度については、長や職員個人を被告とする現行制度(四号訴訟)を執行機関を被告とすることに改める訴訟類型の再構成がなされている。また、原告勝訴時の弁護士費用の公費負担をすべての訴訟類型に拡大するとしている。これに関連して住民訴訟の前提となる住民監査請求制度についても、監査委員による暫定的な停止勧告制度の創設や審査手続きの充実を図るための専門家への意見聴取等が定められている。

②直接請求要件の緩和等については有権者四十万以上の団体の解散・解職の署名収集要件を現行の三分の一から緩和することや、条例の制定改廃請求の代表者に対し議会審議の場での意見陳述機会を保障するとしている。

さらに、③地方議会制度の充実を図るため、議員派遣についてその根拠及び手続を明確化することや議会における選挙に点字投票を導入すること等を盛り込んでいる。

## 今冬の豪雪に対し特例措置等

今冬の豪雪は、北海道・東北・北陸地方を中心とし過去十年間最高の平成七年度に対し一四％増、過去五年平均に対し三二％増となった。このため豪雪地域の市町村などで除排雪費に対する経費が当初予算を大きく上回るなど深刻な影響が出ていた。これらの状況を踏まえ国土交通省では、「平成十二年度豪雪における除雪費の増額措置等」の決定をした。

これによると幹線市町村道の除雪費に対する臨時特例措置として、一八道府県三六七市町村を対象とし、事業費について六三億円を措置している。通常、市町村道の除雪費には国庫補助は実施していないが、今年度は自治体の負担が増えているため臨時特例措置として、昭和六十年以来の十五年ぶりに補助することを決めた。この他、国道・道府県道については、「積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法」に基づき十二年度は既に約六万キロの指定路線を対象に除雪事業を実施し事業費三〇四億円を配分しているが、この豪雪を考慮して除雪事業費について一六億円を追加措置することとなった。

また、総務省では、今月十三日に閣議決定された平成十二年度特別交付税の三月交付額の算定にあたって、この豪雪対策のため除排雪経費の市町村分として対前年度七五億円増の二二二億円、道府県分と合わせ過去最大の二八七億円を計上し交付した。

食品の食べ残しや廃棄の実態を公表  
―農林水産省が初調査―

農林水産省は、食料・農業・農村基本計画や食生活指針に掲げられた食料消費についての課題である食品の食べ残しや廃棄の減少に向け、その実態を明らかにするため、世帯や外食産業等を対象に、食品を食べ残し廃棄する食品ロス率について初めて調査を実施し、このほど結果を公表した。

これによると、食品の消費段階である世帯及び外食産業における食品ロス率は、それぞれ七・七％、五・一％となっている。

単身、二人世帯、三人以上世帯に分けた世帯員構成別の食品ロス率は、どの世帯も七％台でほとんど差はなかったが、三人以上の世帯において、六十五歳以上の高齢者がいない世帯は九・三％と高くなっているのに対し、高齢者のいる世帯は、六・五％と低くなっており、高齢者の存在が食品ロスに大きな影響を与えていることがうかがえる。

また、外食産業については、業種・形態別に食品ロス率を見ると、大衆食堂、中華料理店、そば屋、喫茶店等の一般飲食店では三％前後、ホテル、保養所等を含む旅館・その他の宿泊所では七・二％となっているが、結婚披露宴や宴会ではそれぞれ二・三・九％、一五・七％と非常に高い結果となっている。

農林水産省では、今回の調査を踏まえ、食料資源の有効利用、環境への負荷の低減といった観点から、消費者・食品産業の事業者等に対し、食品の食べ残しや廃棄の見直しを一層呼びかけることとしている。

# 都心に生まれたゆとりとやすらぎの空間

## くつろぎを最優先にこだわった客室

(室料)  
**シングル** 131室 8,500円より  
**ツイン** 18室 16,000円より  
 8~16F  
 (2名)

客室は広めでシングル18㎡ 羽毛寝具により心地よい睡眠に配慮いたしております。すべての客室は快適な7階以上の上層階に配され、リラックスしていただくための静かな空間を作り上げました。



シングル

官庁街に近く、最適なロケーションを誇る 全国町村会館。  
 一流ホテル(帝国ホテルグループ)との提携による上質なサービスと、味わい豊かな料理、ゆとりのある客室で皆様をおもてなしいたします。



## 東京での週末・祝日のご利用に特別サービス

### 特別サービスとして

1 宿泊料金を最大20%割引いたします。

(各行事の際に、町村より一括してご宿泊をお申し込みいただいた場合は、すべて会員の特別料金を適用いたします。)

2 地元よりの特産品など、持ち込みは自由です。ご希望により調理もいたします。

ご宴会などのお料理は、ご希望とご予算に応じ、洋食・和食のいずれもご用意いたします。



ホール

在京出身者の集いなど  
町村主催の各種行事

自治大学校などの交友会

職員旅行・家族旅行

小・中学校の東京での行事参加

## 東京観光の拠点に最適

土・日・祝日ご宿泊<特別料金>(室料)

**シングルA** 6,800円(通常料金 8,500円)

**ツインA** 12,800円(通常料金16,000円)

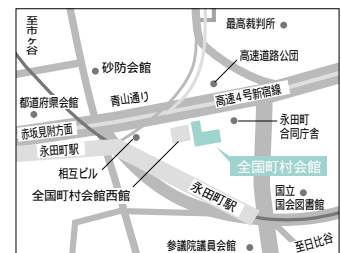
金曜のご宿泊は通常料金の15%OFFにてご利用いただけます。

### 東京観光地へのアクセスガイド

東京ディズニーランド / 地下鉄永田町駅からJR舞浜駅まで約34分  
 浅草 / 地下鉄赤坂見附駅から浅草駅まで約27分  
 東京タワー / 地下鉄永田町駅から御成門駅まで約25分  
 後楽園遊園地 / 地下鉄永田町駅から後楽園駅まで約10分  
 東京都庁展望室 / 地下鉄赤坂見附駅から新宿駅まで約10分



交通の便利なロケーションで、多勢の人にお集りいただくパーティーなどに最適です。また大小4つのホール・会議室があり幅広い用途にお使いいただけます



### [交通案内]

有楽町線・半蔵門線・南北線  
 「永田町駅」3番出口徒歩1分  
 丸の内線・銀座線「赤坂見附駅」徒歩5分  
 タクシー 東京駅から約20分

[宿泊利用助成券契約市町村職員共済組合等一覧]北海道市町村職員福祉協会・青森県・福島県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・新潟県・富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・滋賀県・京都府・兵庫県・奈良県・和歌山県・鳥取県市町村職員互助会・島根県・鳥取県市町村職員年金者連盟・岡山県・広島県・山口県・高知県・福岡県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県・地方職員共済組合(団体共済部)

ご予約・お問い合わせは **全国町村会館**

TEL:03(3581)0471 FAX:03(3581)0220  
 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号